

（仮称）かごしま郡山風力発電事業 環境影響評価書（案）の補正内容についての住民説明会
郡山公民館における質疑応答

＜注意書き＞

本資料は、令和 7 年 6 月に開催した住民説明会における質疑応答の内容をとりまとめたものです。

意見の概要については、当日のご発言の趣旨を記載しております。

また、事業者の見解につきましては、当日のご説明内容に加え、一部補足・追記を行い、より分かりやすい形で記載しておりますので、あらかじめご承知おきください。

質問者 1（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風車建設予定地に最も近い場所で畜産を営んでいる。亡父は、「これからは原発ではなく、風力のような再生可能エネルギーの時代になる」と語っていた。 ここ数年、温暖化の影響か牛舎の暑さが厳しく、冷房なしでは牛も人も過ごせない状況が続いている。 風車の影響を懸念し、父が視察した風車近隣の牧場では、繁殖・肥育のいずれにも支障はなく、「風車による影響は特段感じない」との説明を受けた。 また、線状降水帯や豪雨が増える中、林道整備によって山の手入れが進めば、災害の抑止にもつながると考えている。 本事業は、限界集落である我々の地域にとって一つの希望であり、郡山の風を活かして少しでも地球環境に資する取組として期待している。	ご意見いただきありがとうございます。 ご家族と一緒に行かせていただいた唐津市の牧場では肥育と繁殖をされており、牧場経営者へのヒアリングをさせていただきました。 当該牧場以外にも、鹿児島県いちき串木野市にある約 4,100 頭の大規模な牧場では、自ら風力発電を設置されており、風車からの距離が一番近いところで約 400m となっている例もあり、県内外含め、風力発電の近くで畜産業を営んでいるケースは多数あることを確認しております。 森林整備に関しては、新設予定の資材搬入路を森林整備センター様等と共有し、森林整備に活かしていただける（森林施業に資する）よう、今後、協定等の締結を予定しております。 地域資源を活かしたクリーンな再生可能エネルギーの供給を通じて、地球温暖化防止、天然資源の枯渇抑制やエネルギー自給率の向上、地域経済の発展等に貢献したいと考えております。

質問者 2（鹿児島市郡山町峠地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
2	風力発電が建設されることは非常に残念である。八重山は、私にとって心の拠り所であり、四季折々の自然の姿が、日々の喧騒を忘れさせてくれる大切な場所であった。 私個人の思いに過ぎないのかもしれないが、八重山は、麓にキャンプ場や温泉施設もあり、地域の人々が自然と触れ合うことのできる貴重な空間であると認識していた。そのような自然の山に工業製品が建つと知り、大きな喪失感と悲しみを覚えている。 私が失うのは、自然と触れ合う場所であり、そこで得られていた心の安らぎである。電気やインフラの重要性は十分に理解しており、そのために私が何かを諦めるべき場面もあるだろう。 ただし、私が諦めてまで失うものに見合う「対価」とは何かを問いたい。エネルギー自給率の向上や安全保障の強化といった大義に結びつくのであれば、一時は納得しかけた。しかし、本当にそれを「使命」とするのであれば、営利でなく、ボランティアでも実現できるのでは	ご意見いただきありがとうございます。 「自然と触れ合う場」や「心の安らぎ」が失われるとのご指摘に対しては、本事業の実施にあたって、八重山を一部改変することとはなりますが、山全体として考えると、あくまで線的な開発となり、八重山の四季折々の環境や動物等に大きく影響を及ぼすものではないと考えております。 これらの影響について、環境影響評価を通して調査・予測した上で、必要に応じて環境保全措置を講じる形で、可能な限り影響を低減できるよう、努めております。 また、八重山の自然や文化的価値が将来にわたって受け継がれていくための取り組みについても、一般社団法人カザミドリの活動等を通じて、地域のみならず共に検討していく考えです。 なお、事業が営利目的ではないかのご指摘について、再生可能エネルギー事業は一定の採算性を伴うことで持続可能性が保たれる側面がありま

	ないか。	すが、弊社としてはそれ以上に、「地域に還元される価値」をいかに生み出せるかを重視しております。 引き続き、みなさまの声を真摯に受け止めながら、丁寧な対話を重ねてまいりたいと思います。
--	------	---

質問者 3（鹿児島市八重山地区棚田保全委員会）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	これまで、八重の棚田保全活動を通じて都市と農村の交流に取り組んできた。現在、棚田保全委員会の3代目会長として、地域住民による棚田の維持が何より重要だと考えている。 年齢は65歳となるが、「絶対に残さねばならぬ」という思いで棚田を守り続けている。風力発電計画についても、単なる電力供給に留まらず、新たな景観や地域の象徴となる可能性があると考えている。 視察で訪れた熊本県苓北町の風車も、音は想像より静かで、景観にも意外と馴染んでいたとの声が多かった。 我々は、棚田を守るだけでなく、新たな価値や学び、交流を生み出す契機となることを望んでいる。風車が地域に根付き、住民が納得できる形で地域の未来に繋がっていくことを願っている。	ご意見いただきありがとうございます。 2020年頃から棚田保全委員会の活動を支援させていただく中で、弊社としても少子高齢化の加速を感じている次第です。 その中で、地域の資源である風を活用させていただく本事業が、少しでも「地域に還元される価値」を生み出せないかと、一般社団法人カザミドリを立ち上げ活動しております。 今後も、未来の棚田の担い手不足に対しての取り組みや、地域活性化へ向けた活動支援を継続させていただきつつ、騒音や景観等、地域のみなさまからご懸念をいただいた際には真摯に向き合い、地域に根差した事業を実現出来ればと考えております。

質問者 4（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

4	昨年11月29日に県から指摘を受けた項目のうち、県と合意しているのは調査時期の選定理由の明記についてのみという認識か。	ご意見いただきありがとうございます。 昨年11月、鹿児島県から評価書案に対するご見解を7項目にわたり頂戴したことから、経済産業省および鹿児島県との協議を実施し、これらの協議内容を踏まえて評価書(案)の補正版を作成しました。 鹿児島県に確認いただいた評価書(案)の補正内容について、県としては法的には良し悪しを判断する立場にはなく、経済産業省によって最終確認されるものと認識しているとのことご見解をいただいております。 なお、鹿児島県知事意見は全体で38項目にわたっておりますが、弊社としましては、これら一つひとつのご意見を丁寧に受け止め、必要に応じて評価書(案)に適切に反映するよう努めており、これらの内容を含めた評価書について、現在、経済産業省に確認をいただいております。
5	5月頭に1km圏内の住居で騒音予測を行った調査書を配布されていると思うが、諸事情により私個人はその調査の説明を受けていない。実際にどのような説明を行ったのか再現いただきたい。	騒音予測については、風力発電施設から1km圏内に所在し、実際に居住が確認されている住居を対象に、個別訪問のうえ予測結果の説明を行いました。 説明にあたっては、風車稼働時の騒音予測値に加え、予測を実施した経緯、各住居から最寄り風車までの距離、環境影響評価法に基づき実施した残留騒音調査（風車が存在しない状態での現地騒音）を踏まえ、環境省マニュアルに基づいて各住居の騒音レベルを予測・評価したことなど、予測に係る前提条件もあわせてご説明しております。ご指摘

		の騒音予測について、風力発電施設から 1 km 圏内の居住実態がある住居に対し、個別訪問のうえ、予測結果の説明を行いました。
6	データ上では基準値内と説明されたのと思うが、実際、音がどのようなものか自分たちは分からない。40dB で増加分が 5dB ではぎりぎりの数値なのではないかと思う。5dB という数値はどのような意味を成しているのか。小数点以下の数値はどうなっているのか。四捨五入なのか切り捨てなのか切り上げなのかによっては基準値を超えている可能性もある。 私たちの住居は、冬の風が強くて風下になるため、秋のデータがぎりぎりであれば冬はどうなのか気になる。 また病気を抱えたご家族のお宅はうちよりもっと近く、うちより風車がよく見える住宅もあるため、そこの方がもっと数値が高くなると思う。冬のデータを教えてほしい。冬は調査しなかったのか。	個別説明に際し、指針値であっても、予測値が指針値に近い予測結果となった住居に関しては、丁寧にご説明をさせていただいております。 事業開始後においても、関係地域内の住民、自治会、自治体等から騒音に関するご連絡やご相談をいただいた場合には、現地にて騒音の状況確認および原因究明を行い、必要に応じて騒音調査を実施し、風力発電設備の稼働に伴う騒音が環境影響評価で用いた指針値を超過していないかを確認したうえで、超過が確認された場合には適切な対策を講じることとしております。 その際には、住民の方との相談を丁寧に行うほか、必要に応じて騒音や健康影響に関する専門家の助言を得ながら、合理的かつ実効性のある対策を講じてまいりたいと考えており、みなさまにもその旨ご説明を差し上げております。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）において、残留騒音の算出にあたっては、風車ハブ高さの風速が有効風速範囲内（カットイン風速以上、定格風速未満）である実測時間 10 分間のデータを採用する必要があります。調査時期の選定にあたっては、夏季においては蝉等の虫の音が卓越すること、冬季においては秋季よりも風速が強いことから有効風速範囲外となる可能性があり、残留騒音の測定時期として適切と考えられる春季と秋季の 2 季としました。 また、数値の示し方について、計算の際は、四捨五入せず、全て元の数値で行っておりますが、表示に際しては整数値で表示するよう定められていることから、最終的な数値は、整数値での表示としております。
7	秋の夜間で既にギリギリの数値になっている。冬の風が強いということはさらに音が大きいということになる。平均値で予測されているため、音が大きい日があるということになる。私たちの地域の一番の醍醐味は、窓を開放して自然を楽しむことにある。田舎には何も無いと言うが、この自然こそが貴重である。なぜ私たちが窓を閉めなければならないのかと思う、冬のデータを評価書では出していただきたい。	調査時期の選定理由については上述の通りですが、冬は風が強く、風車が稼働を停止するカットアウト風速以上の風が吹くことも多いと考えられます。また、風が強く吹くことで、風や木々の音など、地域の残留騒音は大きくなり、指針値も上がることとなります。 なお、騒音予測にあたっては、全ての風力発電機が稼働している条件下で、更に予測地点が風下となるような風況条件を設定し、地形も加味した上で安全側での予測を行っております。

質問者 5（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	以前、事業者が示した距離よりさらに評価書では風車が近くなったが、実際の音がどのようなものか数字上のデータだけでは全く分からない。 2022 年に事業者が運用を開始した青森の中里風力発電所は八重山周辺で計画されている事業と同レベルで、	ご意見ありがとうございます。 弊社の中里風力発電所周辺地域において、睡眠障害等があったとのお話ですが、弊社による調査および基礎自治体への確認（令和 7 年 7 月確認）の結果、そうした事実は確認できておりません。現

	参考になるかと思い地元の生の声を聞いてきた。現地の風車を目の当たりにして、つくづく大きいなと感じた。 以前、熊本県の天草にある、八重山周辺の計画より小さい 3400kW の風車を見て大きいと感じたが、それよりもさらに大きく、圧迫感や騒音等、色々なリスクがあるのではないかと思った。 青森では1km以上離れた数軒の方にお話を聞くことが出来た。風車から一番近く 1.6km 離れたお宅で、「すごい音がする」と言われた。風車から 1.8km の方も音が気になってなかなか寝付けないと言っていた。中泊駅周辺も一番近い風車から 1.7km 離れているが、「トラクターのような音が夜中する」といった声や、海の大しけの音がするという表現をする方もいた。風車が建ってからではどうしようもないと諦めているのがかわいそうではなかった。地元の方に「建ててはいけない」と言われ、私の家は 691m と答えたら「それは危ない、音がやばい」と言われた。	時点では、当該風力発電所の騒音等に関する苦情やクレームはいただいていない状況です。 弊社で把握できていない情報となるため、可能であれば詳細についてご提供いただき、事実確認のうえで個別対応に努めてまいりたいと考えております。 【説明会後補足】 基礎自治体への確認によれば、夜間に工事用トラックが走行するようになり、音が気になる旨の問い合わせはあったものの、弊社の風力発電所との因果関係はないと考えられるとの判断が示されております（令和 7 年 7 月確認）。このため、「トラクターのような音が夜中にする」との住民の証言は、工事用トラックの走行音である可能性が高いと推測されます。さらに、風車からの音は減衰特性からみて、近距離で発生するような大きな音や大しけ時のような強大な音とは性質が異なるため、当該証言の音とは異なる可能性が高いと考えられます。
9	その中で音だけでなく、新たな問題が発生しており、風車の点検の際に外国人の方が出入りされているらしく、分別されていないゴミが田んぼや農道沿いなどに落ちて困っているという話もあった。	ご指摘の問題について、風車のメンテナンス等のため、海外の風車メーカーが現地にて対応することから、外国人の方が出入りする機会があることは事実です。 ゴミが散らかって分別されていないといった点に関しては、事実確認のうえ、万が一そのような事象が発生している場合は、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。 【説明会後補足】 現地にて確認を行った結果、当該事象やそのようなクレームを含め、弊社としては事実を確認することはできませんでした。
10	その後、青森県の中泊町役場の担当者の方ともお話をさせてもらった。中里風力発電所は以前私が説明を受けた時は 4,300kW 風車であり、八重山周辺で計画されているものと同レベルだと聞いていた。実際の定格出力は言われなかったが、出力抑制して 3,600kW が 13 基になるとのことだった。 青森県の中泊では、風車から距離を 1km 以上離すように事業者には強く要望し、住民説明会でも何かあった時の一つの目安として 1km を条件としてあげたようだった。 鹿児島県も塩田知事が意見で 1km 以上離すように求めている。八重山周辺では 1km 圏内に 44 軒あり、中泊町の 1km 離すという要望を事業者が聞いたのであれば、この鹿児島県の知事意見は当然守っていただきたい。	ご指摘にありました弊社の青森県中里風力発電所に関しましては、基礎自治体に確認した結果、「風車と住居との距離について、一律の離隔距離を設けて指導する方針は取っておらず、事業計画ごとに個別に確認・協議を行うという運用で対応している。なお、当該 中里風力発電所の計画時においては、周辺住居から 1km 以上離すような具体的な指導や要請を行った事実はない。」との見解を得ております。 本事業においても、地形等の周辺環境、環境影響評価の結果等を踏まえたうえで、個別に判断し対応しているものであり、他地域の対応方針と整合性は取れているものと考えております。
11	秋田のブレードの死亡事故を受け、中泊町では風車本体のメーカーは違うが、ブレードは中国製の同じメーカーだということで重視的に点検を行うとのことだった。今全世界で 90% 以上は中国でブレードを作っている。 熊本と青森の大型の風車を自分の目で見て、色々な方の話を聞いて、1km 圏内で 44 軒もあれば、どこかで被害が必ず起きると確信した。事後調査や建った後での保全	秋田の事故について、現時点で事故原因は特定究明されておりませんが、事業者によれば、振動による異常が感知されていたものの、異常が発生したから事故が起きたのか、事故が起きたことによる異常感知だったのかは、いまだ解明されていない、とのこと。また、羽根の落下と、風力発電機周辺で死亡していた男性の死因との因果関係も

	処置では解決しない。 私たちはいくら騒音の説明を受けても、実際風車が建った時の感覚は分からない。現地の生の話は説得力があると思う。青森の現状を知っていただいた上で、地域の皆さんや知事、市長、県市の担当者、県市の議員の方々の意見について、今一度深く考えてほしい。	不明です。 事故原因と死亡原因の因果関係が判明次第、弊社としても風力発電事業者として今後の対応につき検討するとともに、原因究明の結果、風力発電事業者に対し、何らかの行政指導や新たな指針等が示された場合には、それらもしっかりと踏まえ対応していく所存です。 なお、風車の破損に関するご懸念につきまして、本事業で採用を予定している風力発電設備は、2017年に新たに改正された JIS 規格に適合した機種であり、構造上の安全性・耐久性について、国際基準よりも厳しい技術基準に基づく設計となっております。 過去に飛散事故等が報告されている風車（報告された事故のあった風車はいずれも 2013 年以前に運転を開始したもので、多くは 2000 年代初期、古いものでは 1998 年に設置された風車です。）は、旧基準のもとで設計されたものがほとんどであり、現在の規格に準拠した最新型の風車においては、同様の事象が発生しないような構造上の改善がなされています。 ご意見を踏まえ、今後も、安全対策の徹底に努めてまいります。
--	--	--

質問者 6（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	八重山は急で険しい山が多い場所である。そのため木を切ったり、間伐した木を選び出したりするのがとても大変である。間伐や草刈りをするにも十分な手入れができる環境であるとは思えない。 今回の計画で林道が整備されると山に入りやすくなり、手入れもしやすくなるのではないかと。そうならば山本来の力を取り戻し、山全体が元気になると思う。もちろん自然に悪い影響でないかと心配される声があることもよく分かる。私もこの地で豊かな地域を大切に思う気持ちは同じである。しかし、山を放置すると荒れてしまい水害が増加したり生き物に悪影響を与えたりする。 林道を整備することでこうした問題を防ぎ、山の健康を守る手助けになるのではないかと。今回の風力発電計画は地域にとって初めての取り組みで不安も期待もあると思う。だが、もしそれが山の健全なあり方や暮らしの安全に繋がるのであれば、一つの機会として前向きに考えてみていいのではないかと考えている。	ご意見いただきありがとうございます。 森林整備に関しては、新設予定の資材搬入路を森林整備センター様等と共有し、森林整備に活かしていただける（森林施業に資する）よう、今後、協定等の締結を予定しております。

質問者 7（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	我が家は風車から 1km 超えているという話であったが、実際何 km なのか。8 号機については当初の計画からすると、鹿児島市寄りに計画されていると思う。	ご意見いただきありがとうございます。 今回、準備書以降の追加調査において、（ご質問者様の）お隣の建物で残留騒音の測定をさせていただきました。個別の住居との距離につきましては、別途、個別に回答させていただきます。
14	また、クマタカに関して、上宮岳に 1 つがい、それから 9 号機のところに 1 つがい、計 2 つがいは私も確認し	クマタカを含むタカ類の雛は成鳥とほぼ同じ大きさになってから巣立つため、他の個体に比べ明

	ている。合わせて9号機の近くでは1羽の小さいクマタカが追い出される姿を見ている。そのクマタカはどこに行くのか。	らかに小さいのであればクマタカではない可能性があります。その場合、他の猛禽類が入ってきた際に、その付近のクマタカに追い出された可能性があります。猛禽類調査では9号機付近も調査範囲としており、調査結果を確認しましたが、営巣の状況としては、ご理解いただいている2つのつがいの営巣地の他には、対象事業実施区域にかかわる営巣地や他のつがいは確認されませんでした。 クマタカを対象とした調査については、環境影響評価の中で、大臣勧告の内容を踏まえ、追加調査も含め内部構造の解析を実施しております。内部構造として、気象状況の他に、採餌活動、繁殖の有無、子育てのエリア等行動解析を行い、評価書に記載しており、今後経済産業省の顧問の先生方にも確認いただく予定です。
--	--	---

質問者8（鹿児島市郡山岳町本岳地区）

No.	意見の概要	事業者の見解
15	郡山はかつて8,300人の人口を有していたが、今では6,000人強にまで減少し、過疎と高齢化が深刻化している。住民の減少とともに空き家が増え、野生鳥獣が住みつき、地区の管理も困難となっている。バス路線は廃止され、店舗も減り、高齢者の生活は困窮している。 「自然を守れ」と言われるが、守る人がいなくなれば地域そのものが消滅するのは時間の問題である。この現状は里岳・本岳に限らず、郡山・花尾・大浦・平原各地区に共通している。 我々は、風力発電の建設に際し、土砂災害や健康影響などの懸念に対して、事業者が誠実に対応することを強く望む。また、万が一の原発事故を考慮すれば、再生可能エネルギーの導入は避けて通れぬ道である。今後、事業者には地域の声に真摯に耳を傾け、共存共栄を目指す確かな事業運営を求めたい。	ご意見いただきありがとうございます。 中山間地域における過疎化については、弊社も環境影響評価の調査や地域のみなさまとのやりとりを通して、日々深刻化している現状を感じております。 土砂災害や健康影響等のご懸念に対して、各種関係法令に基づき適切に対応することはもちろん、引き続き、地域のみなさまからのご意見に真摯に向き合い、地域に根差した事業となるよう、丁寧な対応に努めてまいります。

質問者9（鹿児島市郡山町）

No.	意見の概要	事業者の見解
16	郡山に51年、郡山小学校近くで37年間生活している。騒音に関して最初は不安もあったが、説明会に度々参加し、実際に風車を見に行ったりして、人口減少が進む郡山にとって、八重山の風は資源であり、風力発電は国が推進する次世代エネルギーとして必要な事業であると考えようになった。	ご意見いただきありがとうございます。 当初騒音に関するご懸念があられたとのことですが、本事業においては、住民のみなさまの不安軽減の一助として、弊社が他地域で運営している風力発電施設にて、実際の風車の音環境を現地で体感いただける「風車見学ツアー」なども実施しております。今後も、ご要望がある場合には是非お知らせいただければ幸いです。

質問者 10（鹿児島市郡山町西俣）

No.	意見の概要	事業者の見解
17	説明資料に植樹計画が記載されているが、この方向だと野間岳が見えなくなる可能性がある。見えるのはここだけなので、ぜひ残してほしい。風車を隠すという趣旨であれば、野間岳は最低限見えるように植栽してほしい。	ご意見いただきありがとうございます。 八重山山頂の植樹計画については、景観の環境保全措置として検討した事項を記載していました。当該山頂付近のエリアは、国有林（地権者は国）となりますが、鹿児島市が管理者となっており、今後、関係機関等と協議のうえ、頂戴したご意見も踏まえて詳細の検討を進められればと考えております。

質問者 11（鹿児島郡山町）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	長年建設業に携わったものとして地元八重山周辺の開発計画に関心をもった。本計画について、企画から設計、施工、維持管理まで一つの事業者が一貫して行くと聞いており、現場施工についても緻密な計画が立てられており、問題ないと確信している。 工事中の安全管理についても、労働安全衛生法を守って教育指導が義務付けられており、作業員全員に周知されると思う。また、工事車両等の事故防止についても、安全第一を考え各所に誘導員を配置し、事故防止に努め地元車両を優先というのをモットーに作業を行うのが基本だと思っている。これは業界の常識であり、当然守られることが重要と思う。 事業内容についても丁寧な説明は何度も行われており、地域として冷静に判断していくことが大事であると思う。この事業が実施されれば、地域全体を潤し活性化に繋がると思うのでどうかご理解いただければと思う。	ご意見いただきありがとうございます。 本事業における建設工事の際には、弊社のグループ会社であるヴィーナ・エナジー・エンジニアリングがゼネコンとともに行き、施工後は、同じく弊社のグループ会社である NRE オペレーションズが運転管理を行っていくこととなります。 弊社グループで、建設から運転管理まで一貫通貫で実施するため、地域のみなさまとの密な連携を図り、安全安心を第一に進めていければと考えております。

質問者 12（鹿児島郡山町）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	ポジティブな意見は事業者から聞いていて風力発電の魅力はすぐわかる。賛成反対の意見があるのもわかるが、わだかまりが出来ている状態は残念である。色々な感情に対して、事業者はどう向き合っていくのか。	ご意見いただきありがとうございます。 風力発電事業につきましては、様々なご意見があることを弊社としても承知しており、真摯に受け止めております。 賛成・反対といったご意見以外にも、ご不安やご意見があるかと思いますが、地域のみなさまのお声に丁寧に向き合っていきたいと考えております。 弊社が各地域で実施させていただいている風車ツアーも、本事業についてご理解いただける手法の一つだと思っており、これまでは基本的に関係地区の方を対象としていましたが、関係地区以外の方におかれましても、ご要望があれば、同様のツアーの実施等、検討してまいりたいと思います。
20	覆面ヒアリングで現地に行ったときにネガティブ意見はなかったというが、ネガティブな意見が出る場に足を向けてなかったのではないかと思います、不安に感じる部分がある。	弊社が運営する苅北風力発電所の周辺住居にヒアリングを行った件につきましては、弊社担当が別件で周辺地域へ赴いた際、1時間ほど、最寄りの住居をランダムに訪れ、可能な限りお話を伺ったものとなります。

質問者 1 3（鹿児島市東坂元）

No.	意見の概要	事業者の見解
21	八重山の登山者の数について、一般市民の団体による調査が行われており約3年間で約1万人登山していた。こういった項目は環境影響評価の中で参考としないのか。 事業者から2017年の基準に沿ったかなり強度のある風車だという説明があり、確かにそうだと思う。鹿児島県内で古い風車だとは思いますが、ブレードが破損し300～400m飛散した事例がある。ブレードの破損件数として、全国では年間8～9件発生している。 今後風車を20年間運用することを考えると、強度のある風車であっても、金属の疲労や想定外の状況で飛散する可能性が考えられる。 現在計画されている風車は、登山者が登るところから一番近くて90m程の位置である。1・2号機は190m程度である。3号機がもし倒壊すると完全に登山道を塞ぐ。こういった視点から安全性の確保はとても大事だが、今までの説明で一度も触れられていない。事業者としてどのように考えているのか。	ご意見いただきありがとうございます。 八重山の登山者数について、一部の市民団体の方々がカウンターを設置されていることは弊社も把握しております。 環境影響評価においては、「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目で、事業者による現地調査や関係機関へのヒアリングの結果等を評価書（案）に記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、現在、当該市民団体の方々による調査結果を本項目へ反映しております。（令和7年8月時点） また、風車の構造安全性につきましては、ご認識の通り、日本産業規格（JIS C1400-1:2017）のTクラスに準拠し、厳しい風環境にも耐え得る設計としております。加えて、地質調査結果等を踏まえ、電気事業法に基づく技術基準に従って詳細な設計・審査を実施し、第三者機関による認証を取得する予定となっており、当該審査にあたっては、ご懸念の疲労計算等も加味されております。 これら最新の技術基準に基づく設計・審査を経ることによって、安全性の担保がされるものと考えており、今後、説明会等においても可能な限り地域のみなさまへご説明差し上げられるよう努めてまいります。
22	1万人登山者がいるとのこと、安全の確保があるが、環境影響評価の図書内には反映されないのか。	上述の通り、現在、「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目において、当該市民団体の方々による調査結果を反映しております。（令和7年8月時点）
23	安全性について大丈夫とのことだが、1万人近い人が登るすぐ近くに建つというのは最初から考慮すべき点であったと考える。人が観光によって増えるよりも、まず周辺に住む人の健康被害や不安があることを優先して、その上で経済活動が立脚するものではないかと考える。 40軒以上の人が風車の近くに住んでいる中では適切ではない計画と考えており、風車位置を変えてもらうことはできないのか。	本事業の計画においては、環境影響評価を通じて、健康被害が発生しないよう、また、環境への影響を低減するため、騒音をはじめとする各項目での調査および予測評価を実施しております。 一方で、国が定めた基準や指針等、数値的な安全性のみならず、不安に感じるというお声があることも重要な事実であると認識しており、特に風車から1km圏内の住居をはじめとする関係地域にお住まいのみなさまに対して、今後も引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。

質問者 1 4（鹿児島市郡山地区外）

No.	意見の概要	事業者の見解
24	風車は80m/sの風に耐えられるという話だが、八重山の上に3年間建っている風況塔で取得した風のデータを公表してほしい。	風力発電所の設計や構造、安全性については、国の制度に基づき厳格な認証・審査手続きが定められており、本事業においても適切に対応することとなります。 なお、風況データそのものは、風力発電事業における将来的な発電量や収益性に直結する極めて重要な情報であり、事業者にとっては機密情報に該当することから、一般のみなさまに対しては原則として非公開とさせていただきます。

		【風車の安全性担保に関する制度と風況データの取扱いについて】 風車の安全性につきましては、事業者が独自に判断・保証するものではなく、国の登録を受けた「適合性確認機関」による厳格な審査を経て確認される仕組みとなっております。 この審査には、設計段階から含めておおよそ2年を要する長期かつ厳格なプロセスが組まれており、風車の構造的な強度や安全性について、客観的かつ科学的な検証がなされます。 なかでも、「サイト条件（現地の風況、地盤、地震等）」の評価は非常に重要な要素とされており、八重山地域の風況データは、 まさにこの評価において適合性確認機関に正式に提出され、設計条件として用いられるものです。 すなわち、風況データは事業者が秘匿するものではなく、政府に登録された第三者機関に対して、正確かつ詳細に開示・審査されるものであり、それに基づいて安全性が担保される制度設計となっております。 風況データは、気象条件や測定手法に基づく専門性の高いデータであることから、誤解や不安を招かぬよう、慎重な対応が重要であると考えております。 【参考情報】 騒音に係る現地調査を実施した令和2年から3年にかけて観測した年間平均風速は、8.2m/s となっております。
25	騒音の問題、安全の問題で基準をクリアしているという話があるが、過去の事故事例に向き合っていたきたい。 長島では環境省の委託を受けて全住民の方を調べ、1.5km 圏内は不眠やストレスがあるという結果が出ている。だから1km 圏内に風車はやめてほしいと言っている。	電気事業法や環境影響評価法、その他森林法や宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）等、風力発電設備の設置に係る関係法令における基準・指針は、事故等の過去事例を踏まえて改訂が行われることから、これらの新しい基準や指針に対応していくことが最も重要なことであると考えております。 また、ご指摘の不眠障害につきまして、長島風力発電所は平成17年に建設されていますが、当時は風力発電施設の建設に対して環境影響評価制度が整備されていなかったと認識しております。 その後、平成24年10月に風力発電所が環境影響評価法上の対象事業に追加され、騒音に関しては、長島の疫学調査の結果も含め、過去（平成22年まで）に発生した騒音に関する国内、国外含めた苦情等の事例も踏まえて、環境省が最新のマニュアルを定めております（「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」、平成29年）。 本事業においてはこれらのマニュアルおよび指針に基づき、現地調査、予測評価を実施し、すべての調査地点において当指針の定める指針値を下回っております。 なお、稼働後には事後調査を行うとともに、地域のみなさまへのヒアリングも並行して実施し、本事業に関してご意見をいただいた場合には、迅速に原因究明等を行い、必要に応じて対策を講じてまいります。

質問者 15（鹿児島市郡山町）

No.	意見の概要	事業者の見解
26	事業の本題は温暖化対策だと思うが、再エネが活発になって 10 年経っても温暖化が軽減された実感はない。結果が出てない政策をまだ続けるのか疑問があり、さも気温が下がるという期待をさせるのはいかなものかと思う。 また、台風等強い風で止まったあとどれぐらいで動かせるのか。3 日ぐらいは止まっていたように見える。	ご意見いただきありがとうございます。 再生可能エネルギーは、ご指摘のように「気温を直接下げる」という即効性のある対策ではなく、これ以上の温暖化を抑えるために CO₂の排出を減らす「カーボンオフセット」という考え方に基づいております。 現在、日本の発電事業の約 7 割が火力であり、大量の CO₂を排出していますが、これを再生可能エネルギーに置き換えていくことで、長期的に気候変動の進行を抑えることを目指しています。 本事業では、評価書案に記載の通り、年間約 36,965 トンの CO₂削減効果を見込んでおり、例えば森林を最大 21ha 伐採したとしても、その損失 (CO₂吸収量 185t) を大きく上回る効果があると見込んでおります。 みなさまの日々の生活において、目に見える効果がすぐに出るわけではございませんが、将来に向け必要な取組みとして、丁寧に進めてまいりたいと考えております。 台風等の強風時の対応につきまして、通常、風力発電機は風向や風速に応じて、羽全体（3 枚）の受風面の角度を変えるヨー制御と、羽根ごとに向きを変えるピッチ制御を備えております。本事業で採用予定の風車は、風速 30m/s 以上の強風時には、自動的にピッチ角を風向に平行（フェザー状態）にしてロータを停止させ、風を受け流すことで風圧を最小化します。その後、風速が閾値である 30m/s を下回ると、自動的に運転を再開します。 また、台風接近時には事前・事後の巡視を実施しております。接近前には飛来物となる恐れのある物がないか、排水設備に異常がないか等を確認し、通過後は現場の安全が確保され次第、強風による設備異常や土木構造物の損傷等がないかを確認しております。
27	また、災害の懸念について、風力発電自体高所に建て、出た残土を捨てる場所は全部場外に出せばいいと思う。説明資料 p62 は元々山だったと思うが土砂を捨てるために切っているのか。沈砂池など土砂流出対策などしているのか。梨木野集落にある 3 つの川が合流する地点はあふれやすいと聞いているため、風車が建ったからといって災害対策になるのか。	ご指摘の場内土捨場について、資料に掲載の写真は現況（現地の元々の状態）を示したものであり、弊社にて新たに工事を行ったものではございません。当該場所については、比較的勾配も緩く、今後、盛土規制法等、関係法令に準拠して適切に施工を行えばと考えております。 なお、場外搬出については、現在約 8 万 m³の搬出を計画しておりますが、今後、追加で搬出できる場所が確保できれば、一部場内土捨場を廃止し場外搬出へ切り替えることも検討しております。
28	CO₂ 削減について事後調査で計測はやらないのか。	カーボンオフセット自体には事後調査といった考え方はございませんが、実際の発電量をもとに、どれほど CO₂を削減できたかは明らかになります。

質問者 16（日本野鳥の会鹿児島県支部）

No.	意見の概要	事業者の見解
29	野鳥の保護について、他社の風車で、北海道に渡ってくるオオワシ・オジロワシが今年はじめにブレードに衝突し落鳥したニュースをご存知か。 八重山にはクマタカという猛禽類、食物連鎖の頂点に立つ絶滅危惧種の鳥がいる。明日明後日いなくなるというくらい緊急性のある鳥である。最初から予防原則・予防保全として、明日は危ないという鳥がいるのにどうして建てられるのか。避けるべきだと思いは無かったのか。	ご指摘の事例については、承知しております。 本事業においては、初期の計画段階である配慮書時点からゾーニングを開始しており、方法書以降、約 2 年にわたり実施した現地調査の結果等を踏まえ、事業実施区域の精査、計画の見直しを行っております。 準備書以降には追加調査も実施し、内部構造の解析等も行っており、これらの内容を、現在経済産業省にご確認いただいている段階です。 猛禽類の追加調査では、主にクマタカの営巣環境への影響や餌場へ往復する経路になっていないかを検討いたしました。クマタカは絶滅危惧種に指定されているため、環境保全の観点から準備書・評価書では一般の方は見られない箇所としておりますが、これから経済産業省の顧問の方々の審査を受けて反映していきます。
30	バードストライクは世界中で発生し、アメリカ大陸では 30～40 万羽が死んでいるというデータもある。保全のためにはこの計画を見直していただきたいが、その気持ちがあるのか。	アメリカで発生しているバードストライクは、大半が小型の渡り鳥の衝突によるものと考えられます。 本事業においては、2022 年 9 月に準備書に対する経済産業省の大臣勸告を受け、事業計画を大幅に見直してまいりました。その他にも、鹿児島県知事意見をはじめとする、みなさまの意見を反映し補正を行っております。また、調査・予測の結果、本事業による猛禽類や渡り鳥のバードストライクによる影響は小さいと評価しておりますが、予測には不確実性を伴うため、事後調査を実施する計画としております。 それらの内容については、上述のとおり、現在、経済産業省にご確認をいただいている段階です。 【参考情報】 米国推計で風車によるバードストライクを年間 30～40 万羽と仮定しても、建物衝突（約 3 億 6,500 万～10 億羽）や猫による捕食（約 13～40 億羽）と比べれば極めて少なく、全体の約 0.03～0.1%となっております。

質問者 17（日置市）

No.	意見の概要	事業者の見解
31	八重山は神之川の源流だが、前回資料では濁水調査で沈砂池 51, 52 等は神之川支流に放流するという話だったが、農業用水に使っているため、水量が減ったり濁ったりすると困る。 濁水については日置市を通して事業者回答をもらったが、水量変化については回答が無かった。神之川周辺では土地が低くなっているところがあり、水量が増えると危ないと思うが、水量についてどう対処いただけるのか。また、送電線の工事が事業計画にも含まれているが、その説明はしてくれるのか。	ご意見いただきありがとうございます。 沈砂池からの排水の一部が神之川に流入する件については、森林法に基づく開発許可制度（技術基準）において、森林が本来持つ「災害防止力」「水害防止力」「水源かん養力」「環境保全力」などを、開発によって損なわないよう、設計・施工段階で確実に担保することが求められております。 つまりは現況と同等以上の機能を確保することになっており、本事業においても、沈砂池を含めた適切な土砂流出防止措置を講じる計画としております。

		また、送電線工事に関する周辺住民へのみなさまへの説明実施については、現在まだルートを検討・設計段階であることから、具体的な検討ができておりませんが、基礎自治体や周辺住民のみなさまのご意見を踏まえつつ、必要に応じて可能な限り対応してまいりたいと考えております。
32	1～3号の土捨て場でも、工事の影響が出るかどうか事前に濁水調査や水量調査を実施するのか。	評価書(案)における1～3号の土捨て場の沈砂池からの排水については、予測評価を実施しております。なお、現地調査は水質調査地点4において神之川の流量、浮遊物質量、濁度など調査を行っております。

質問者 18（いちき串木野市）

No.	意見の概要	事業者の見解
33	かつて風力発電施設の導入に関わった経験から、稼働中の地域の実情を述べたい。 我が国はエネルギー資源に乏しく、電力の約7割を火力に依存している。カーボンニュートラル実現のため、国を挙げて風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進められている。私が関与した地域でも、過疎高齢化への対応と地域再生の一環として、住民と丁寧に協議を重ね、風力発電の建設を進めた。 発電量は約1万世帯以上をまかなう規模であり、最も近い集落との距離は450m程度であったが、生活上の支障は見られず、写真を撮りに訪れる人もいた。ペースメーカーを装着する方も300m付近で問題なく作業を行っており、個人差はあるものの大きな健康被害は確認されていない。 地域と共生しながら運転が続けられており、現在はさらに30基の建設計画も協議中である。風況に恵まれた立地は、地域にとって大きな資源であり、山林管理や固定資産税収入といった面でも貢献している。 北欧視察を行った際には、風車が広く生活に溶け込んでおり、風力発電が日常の一部として定着している姿に学ぶべき点が多かった。郡山においても、地域の将来を見据えた前向きな議論が深まることを期待する。	ご意見いただきありがとうございます。 本事業においても、風力発電が地域に調和しながら運転されている他地域の事例を参考にしつつ、地域住民のみなさまとの丁寧な対話と共生を重視しております。 風力発電は、CO₂排出量の大幅な削減が期待できる再生可能エネルギーであり、地球温暖化対策において極めて重要な役割を果たすと考えております。特に、資源に乏しく火力発電に依存する我が国にとって、風況に恵まれた地域での導入は、持続可能な社会の実現に資するものと考えます。 今後も、周辺地域にお住いのみなさまの健康や生活環境への影響に十分配慮しながら、環境保全と地域振興の両立を目指してまいります。

以下、第二部における質疑応答

質問者 19（鹿児島市議会議員）

No.	意見の概要	事業者の見解
34	議員として確認したい。 「八重の棚田地区景観計画」が存在するものの、本事業は計画の対象範囲外に立地しており、当該景観形成基準は適用されないことを鹿児島市との協議により確認したとあるが、確認した年月をお示しいただきたい。 なお、事業者が計画している開発区域に「八重の棚田地区景観計画」の区域が被っていないことは承知しているが、そのことだけを確認したのか、それとも八重の棚田地区の全体的な景観計画も含め鹿児島市は影響がないと答えたのか。	「八重の棚田地区景観計画」につきましては、本事業の検討開始時期である 2018 年頃から、鹿児島市へ複数回確認を行っております。直近では本年 5 月に、以下の内容について改めて確認いたしました。 ● 市の景観計画等に定める景観形成基準は適用されないこと ● 八重の棚田地区景観計画の区域外であること ● 八重山は景観資源には該当しないと考えていること
35	景観資源に当たらないと鹿児島市が回答したとの認識だが、その根拠の説明はあったか。昭和 57 年の調査の関連資料に八重山について明記されていなかったとのことだと思う。	景観資源に当たらないと市が判断された根拠、基準につきましては、申し訳ございませんが、現時点で弊社にて詳細を把握できておりません。
36	事業者から質問して景観資源ではないという回答だったのか。鹿児島市の方から景観資源ではないと言ったのか。	景観資源については、環境影響評価手続において文献を参考に整理を実施しており、これらを環境影響評価の図書へ反映しております。 上記図書は各手続段階で関係自治体である鹿児島市にもご確認いただいております、八重山は景観資源に当たらないというお考えであることを確認しております。
37	クマタカの営巣地から 1km 以上離れているため行動圏は維持されるとあるが、1km 以上というのは何の知見を使っているのか。環境省に同じ内容を照会したが、根拠は示されなかった。 風況塔の近くでクマタカが飛んでいるのを何度も見ている。バードストライクの可能性も否定できないのではないか。	環境省に問い合わせたところ回答は無かったとのことですが、営巣地からの離隔については環境省から指針が公表されております。平成 24 年の「猛禽類保護の進め方改訂版」に、イヌワシ、クマタカ、オオタカについての項目があり、クマタカについては、開発行為全般における調査、解析、保全措置の検討への技術指針が出ております。最近クマタカがからむ事例が多いとのことで、チュウヒを加え、「風力発電施設に係るクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価のための基本的考え方」が 2024 年に出されている。平成 24 年の指針を踏まえ最新情報から専門家が検討したものであり、営巣中心域の目安として巣から 1,000m と示されております。成鳥が雛を監視するためにとまる場所等、繁殖期に重要になってくるところを囲むと 1km よりも狭くなりますが、行動パターンを確認し、最大限影響減らすということで 1km としております。採餌の際、テリトリーを守るためにディスプレイ合戦をすることも多いですが、事業地周辺ではディスプレイ合戦が少なくしっかり自分のテリトリーを持っております。そういったことを踏まえ最大限 1km の距離を取っております。 風況観測塔はクマタカがとまる場所になりやすく、何もないところに塔が建つとエサを狙うためにとまりに来ますが、風車が建った場合は回転を認識しているところがあるようで、建設後は行動パターンが変わってくると思われます。風車の稼働後は、猛禽類を対象に事後調査を行い、実態を把

		握する計画です。
38	鹿児島県の景観形成ガイドラインが環境アセス対象ではないということは承知している。他の参加者が鹿児島の風力発電機についてお話しされていたが、条例違反がないのが前提である。 鹿児島県は風力発電の具体的な景観基準を持っている数少ない県の1つである。同様の質問を経産省にしたが、経産省は答えることが出来なかった。基準が適用外だった場合は、県は事業者に対し勧告をしなければならず、計画の中止までは出来ないが、勧告に応えなかった違反事業者は公表される。 事業者は県の判断を待っている状態である。判断待ちの状態の評価書を出そうとしているが、評価書の提出後に適合していないと判断されれば条例違反となってしまうため、県の判断を待つべきではないのか。現時点での補正は、県の認識と合致しているということで良いのか。	ご指摘の「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」は、条例ではなく行政指導のためのガイドラインであることから、法的拘束力を伴う「違反」ではなく、「不適合」という表現が用いられております。 本事業の計画に際しては、本ガイドラインに適合することを目指し、2020 年頃より鹿児島県との事前確認および事前協議を重ねてまいりました。 現在は、協議書の提出に向けた最終の調整段階となっておりますが、昨年 11 月に鹿児島県からご要望いただいたように、評価書届出前には協議書を提出し、適合通知を得られるよう、引き続き協議・調整を進めてまいります。 なお、最終的な適合の可否は鹿児島県による判断となるため、その結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

質問者 20（鹿児島市郡山地区外）

No.	意見の概要	事業者の見解
39	八重山は子どもと初めて登った山で思い出があり、5 月は森林浴しながら登った。鳥はすごく多い。一番近いところで遊歩道から 10m ぐらいと記憶しているが、木を大量に伐採し搬送することになる中で、安全性もそうだが、登山者がどういう気持ちで登るのか。 大阪万博では虫が大量に発生しているが、万博の場所は元々干潟のようになっており色々な鳥がいたところである。クマタカのような絶滅危惧種等の鳥も多い場所で、工事があつたら鳥がいなくなるのではないかと、生態系が変わって私も子供も悲惨な目に合うのではないかと心配だが、調査はしているのか。	ご意見いただきありがとうございます。 八重山自然遊歩道から風力発電機設置ヤードの最短距離につきましては、まだ遊歩道の測量が完了していないことから詳細は出ておりませんが、弊社による GPS の計測結果においては、一番近いところで約 10.4m となっております。 遊歩道ご利用者の安全対策については、鹿児島市からもご意見を頂戴しており、継続して協議を行っております。 遊歩道を直接改変するわけではないものの、工事期間中は、登山を楽しまれるみなさまにご迷惑をおかけすることも出てきてしまうかと存じます。適切に周知を行い、ご利用者のみなさまにご理解をいただけるよう、努めてまいります。 また、虫がどれぐらいいなくなるかという予測はできません、予測・評価の中で生態系の典型種がどのくらい減るか、エサ量がどれくらい減るかというのは予測しております。樹林や草地、林縁を好む鳥等、様々な種があり、樹林を好む種は若干減ると考えております。 一方で、図書に記載はしていませんが開けた場所が出来ることで、そういった場所を好む種や林縁を好む種は増えると思っております。 クマタカについて、工事中は人の出入りのため一時期いなかったものの、風車稼働後にまた戻ってきたという論文もございます。先ほど 1km という話もしましたが、十分距離があるのでそういった懸念は小さいと考えております。
40	登山者としてはロープや壁というのは、気持ちを慮っていただけてないのかなと思う。1,000m 離すよう陳情したところ、鹿児島県としても再三言っているところと言われた。事業者の方には小さな声かもしれないがネガティブな意見も大切にしていきたい。私も八重山でな	本事業では、準備書に対して鹿児島県知事から「住宅から概ね 1km 以内の風車については、騒音の観点から再検討を促す」旨の意見が提出され、評価書案に対しても同様の趣旨を含む見解を県から受領しております。これらのご意見・ご見解を踏ま

	ければ反対しないと思う。1,000m については離していただきたい。離せないなら他を探してほしい。	え、弊社は所管官庁である経済産業省及び鹿児島県との協議を実施し、対応方針を整理しました。 なお、通常、環境影響評価手続においては、必ずしも一律にすべての住居を対象として騒音の予測評価を行うことは義務付けられておらず、環境省が平成 29 年に発行した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき、地域を代表する地点を選定し、その地点での予測結果をもって評価するものとされております。 しかしながら本事業においては、鹿児島県知事からの意見および評価書案に対する見解を踏まえ、1km 未満の住居については、かかるマニュアルの求めを超えて、すべての住居を対象に個別に予測評価を実施しました。個別の説明機会を設け、予測結果や環境保全措置の内容に加え、事業についてのご理解をいただけるよう努めており、事業開始後においても、地域のみなさまからご連絡をいただいた場合には、迅速に相談の場を設けるほか、必要に応じて専門家へのヒアリング等も行い、その結果を踏まえて、丁寧かつ誠実に対応を進めてまいりたいと考えております。 これらの対応を踏まえ、鹿児島県からは「引き続き周辺地域のみなさまに対して丁寧な説明等、対応を行うこと」としてご意見を頂戴しております。
--	--	--

質問者 2 1（鹿児島市郡山地区外）

No.	意見の概要	事業者の見解
41	大きい風車を八重山にまとめて建てるということで色々な意見が出ている。従来のものより大きい風車を八重山にまとめて建てざるを得ないという状況が何かあるのか。私の家の近くにも昔風車が建っていた地域があるが、1 か所にまとめるのではなく、複数の山々に 1 基ずつ建てていくという手法はとれないのか。	ご意見いただきありがとうございます。 本事業においては、全体で 8 基の風車設置を予定しておりますが、八重山に 8 基すべてを設置するわけではなく、八重山に 4 基、近傍エリアに 4 基を設置する計画としております。 通常、風力発電事業の計画においては、「重要な環境資源の有無」、「風況」、「電力の系統連系枠の空き状況」、「ブレード等の大型部材を港から運ぶための道路整備状況」といった要素を総合的に検討し、適地を選定します。 風力発電事業の適地は非常に限られておりますが、本計画地においては現地調査を実施し、適地であることを確認したうえで、各自治体や自治会等への相談を行い、2019 年に環境影響評価の手続きを開始しております。

質問者 2 2（鹿児島市議会議員）

No.	意見の概要	事業者の見解
42	最初、八重山は人が少ないと言われた。どこと比べて少ないのか。それを受けカウンターをつけた。	ご指摘の発言に関しては、もし、八重山の利用状況における過去の弊社説明において誤解を招く表現があったようでしたら申し訳ございませんが、これまでの弊社の説明会等において、そのような主旨の発言を行った事実はございません。
43	秋田のブレード事故によって、近接していると人に影響が出るのではないかと懸念がある。人が利用する場	秋田の事故について、現時点で事故原因は特定究明されておりましたが、事業者によれば、振動に

	所の近くにあること自体、計画を見直さないといけないのではないか。ブレードの落下予測（シミュレーション）を自主的にでもすべきと思うが、見解をお聞きしたい。	よる異常が感知されていたものの、異常が発生したから事故が起きたのか、事故が起きたことによる異常感知だったのかは、いまだ解明されていない、とのこと。また、羽根の落下と、風力発電機周辺で死亡していた男性の死因との因果関係も不明です。 事故原因と死亡原因の因果関係が判明次第、弊社としても風力発電事業者として今後の対応につき検討するとともに、原因究明の結果、風力発電事業者に対し、何らかの行政指導や新たな指針等が示された場合には、それらもしっかりと踏まえ対応していく所存です。 なお、風車の破損に関するご懸念につきまして、本事業で採用を予定している風力発電設備は、2017年に新たに改正された JIS 規格に適合した機種であり、構造上の安全性・耐久性について、国際基準よりも厳しい技術基準に基づく設計となっております。 過去に飛散事故等が報告されている風車（報告された事故のあった風車はいずれも 2013 年以前に運転を開始したもので、多くは 2000 年代初期、古いものでは 1998 年に設置された風車です。）は、旧基準のもとで設計されたものがほとんどであり、現在の規格に準拠した最新型の風車においては、同様の事象が発生しないような構造上の改善がなされています。 ご意見を踏まえ、今後も、安全対策の徹底に努めてまいります。
44	環境省の 30by30 について、どのように考えているのか。	30by30（2030 年までに国土の 30%以上を保全地域にするという目標）につきましては、自然環境の保全と再生可能エネルギーの共存が求められる中、極めて重要な取組であると認識しております。弊社としても、環境影響評価を通じた生物多様性への配慮や持続可能な開発への取組を継続し、30by30 の実現に貢献してまいります。 その一環として、八重の棚田の保全活動支援を行っております。八重地区の美しい棚田景観や生物の生息環境を保全するためには、棚田を適切かつ安定的に手入れすることが重要ですが、その担い手確保が大きな課題です。弊社は、八重地区棚田保全委員会のご意向を踏まえ、棚田オーナー制度イベントの補助、当該地区への移住支援、独自の田植え・稲刈りイベントの実施、特産品開発など、担い手を増やす取組に協力しております。 なお、30by30 に関連し、政府は 2030 年ミッション達成に向けた戦略として、4 省合同で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を 2024 年 3 月に策定しております。企業には、自然資本への負荷を最小限とするだけでなく、自然資本の保全・回復に積極的に貢献することが求められていると認識しております。
45	鶴岡市では、4.3MW の風車に対し、住居と 2km 離隔が必要との意見書が出ているが、事業者は存じているか。	ご指摘の意見書が鶴岡市へ提出されたことについては弊社も把握しておりますが、当意見書でも参照されている北海道大学の田鎖助教による H-RISK による風車騒音の試算は、遮蔽物がない洋

		上環境を想定したもので、回折減衰を考慮せず、地表面や水面ではすべて完全反射として、地上 0m における値を予測するものです。 一方で、本計画は陸上へ風車を設置する計画であり、陸上風力発電においては、地表面効果による減衰や、地形・建物・樹木などによる遮蔽が存在することから、H-RISK の予測条件をそのまま転用すると、騒音影響を過剰評価することになると認識しております。 本計画においては、環境省が平成 29 年に策定した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」および「風力発電施設から発生する騒音等の測定に関するマニュアル」に基づき、環境影響評価における騒音の予測・評価を実施しており、その結果、すべての調査地点において指針値を満足しております。
--	--	---

質問者 2 3（鹿児島市議会議員）

No.	意見の概要	事業者の見解
46	資料 P41 の大臣勧告・知事意見への対応状況の各論（４）（５）について、追加調査を実施し、措置を検討したとあるが、調査を実施した結果は大丈夫ということなのか。	準備書以降に実施した追加調査および追加で検討した環境保全措置の内容については、現在、経済産業省においてご確認をいただいております。 (4)については、主に猛禽類調査でクマタカの営巣について調査しております。追加調査の結果も合わせて行動圏解析を行い、1km という区域をとってクマタカ繁殖に対する影響は小さいだろうという予測結果を評価書に記載しております。 (5)については、八重山の現地踏査及びヒアリングを含めた情報収集を追加で実施し、それらの結果も踏まえた上で、風車配置の見直しを行い、保健保安林の機能を極力維持する計画とするとともに、山頂や遊歩道から極力離隔を確保し、且つ引き続き皆様に安全にご利用いただけるよう協議を継続して行っております。
47	評価書届出前の景観ガイドライン協議書の提出について、参考とする関係市町の意見が確認できないとのことご指摘とあり、鹿児島市への意見照会を実施し回答を受領したとのことだが、鹿児島市の意見はどのようなものだったのか。鹿児島県との協議はどのようなものなのか、途中経過でも教えていただきたい。	ご指摘の意見照会については、鹿児島市から「意見なし」「ただし、関係法令を遵守のうえ進めていただきたい」とのことで令和 7 年 3 月に回答を頂戴しております。 また、鹿児島県とは、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインに係る事前協議として、視点場等の整理や、協議書への記載内容の調整等を実施しております。

質問者 2 4（鹿児島市郡山町）

No.	意見の概要	事業者の見解
48	国はネイチャーポジティブ宣言をしているが、本事業では環境保全ではなく環境促進という方針を出している。それに対し、本計画をその様な視点で見ているのか。	ご指摘の「ネイチャーポジティブ」は国が掲げる別の政策方針であり、本事業においては環境影響評価法に基づき、環境の保全の観点から予測評価等を行っております。 なお、事業計画の検討に際しては、周辺環境の状況を踏まえ、可能な範囲で地域の自然環境や景観に配慮した取り組みも併せて検討しております。

49	2030 年に達成する目標として国は掲げている。現在進行形の計画に含むかどうかは事業者努力となるが、その努力の視点で調査や提案をしているのか。事業者はその提案を採用しなかったのか。 国として評価するかは分からないが、出来ればネイチャーポジティブの議論もしてほしい。	ネイチャーポジティブの視点に基づく明確な提案は現時点では行っておりませんが、改変面積の縮小、緑化の推進といった取り組みは常に行っており、結果的にネイチャーポジティブに資する部分もあると考えております。 また、ネイチャーポジティブの考え方の中に含まれる地域貢献については、事業者として対応すべき重要な要素と認識しており、今後必要に応じて議論や検討を深めてまいります。 他事業では獣害対策などのテーマでネイチャーポジティブに関する議論が行われた事例もあり、今後の一つの視点として参考にさせていただきます。
----	--	---